

紫波町産後ケア事業のご案内



紫波町では、母子の心身のケアや育児相談やサポートが受けられる「産後ケア事業」を実施しています。

対象者

町内に住所がある以下のケアを希望する産後１年未満（ただし、病院が規定する月齢に限る）のお母さんと赤ちゃん

- ①出産後の休養や乳房のケア
- ②授乳・沐浴などの育児指導
- ③お母さんの体調確認や赤ちゃんの体重・発育確認

※感染性疾患が疑われる場合や医療的な介入が必要な方は利用できない場合があります。

利用までの流れ

- ①電話 健康福祉課 母子保健係へご連絡ください。保健師がお話を伺った後、申請書をご提出いただきます。
- ②申請 利用を希望する方は、「産後ケア事業利用申請書」を健康福祉課までご提出ください。
原則として、出産後から利用を希望する日の１５日前に申請してください。
出産後すぐ利用を希望する場合は健康福祉課母子保健係にご相談ください。
前年度の住所地が紫波町以外の市町村であった場合は、世帯分の課税状況がわかる書類が必要です。
- ③承認 利用申請書に基づき審査した結果、「産後ケア事業利用承認（不承認）通知書」をご自宅に送付します。
- ④予約 産後ケアの利用が承認されたら、利用予約をします。希望の医療機関に直接電話をしてください。産後ケアの実施日や時間帯は病院によって、異なりますのでご確認ください。
- ⑤産後ケアの利用
利用する医療機関に「産後ケア利用承認通知書」を提示してください。通知書は、産後ケア終了後に返却されますので、産後１年間は大切に保管してください。

産後ケア利用料金

利用者区分	３時間コース	５時間コース	６時間コース
課税世帯	1,620 円	2,700 円	3,240 円
町民税非課税世帯・生活保護世帯	0 円	0 円	0 円

※令和８年度は、課税世帯の方も利用料金が「無料」となります（国・県の補助による）。

実施医療機関・実施内容（令和８年４月現在）

実施医療機関	予約受付	対象月齢	対象者	実施コース
黒川産婦人科医院 盛岡市愛宕町 2-51 TEL019-651-5066	平日 9 時～17 時	産後 4 か月 未満	・当院で出産した方 ・当院で妊婦健診を 受けた方	3 時間コース 5 時間コース
村井産婦人科小児歯科医院 盛岡市向中野八丁目 8-46 TEL019-636-2211	平日 9 時 30 分～ 16 時	産後 4 か月 未満	・当院で出産した方 ・当院で妊婦健診を 受けた方	3 時間コース 5 時間コース 6 時間コース
産婦人科吉田医院 盛岡市若園町 10-4 TEL019-622-9433	平日 13 時～16 時	産後 4 か月 未満	・当院で出産した方 ・他院で出産した方	3 時間コース 5 時間コース 6 時間コース
盛岡赤十字病院 盛岡市三本柳 6-1-1 TEL019-637-3111 (内線 211)	13 時～16 時	産後 4 か月 未満	・当院で出産した方 ・他院で出産した方 は要相談	6 時間コース
みうら産婦人科医院 盛岡市上鹿妻田貝 11 番地 1 TEL019-658-1139	平日 9 時～17 時	産後 5 か月 未満	・当院で出産した方 ・当院に通院歴のあ る方	3 時間コース 6 時間コース
やはば産婦人科 矢巾町医大通二丁目 4-6 TEL019-698-1131	月～水、金 14 時～17 時	産後 4 か月 未満	・当院で出産した方 ・当院で妊婦健診を 受けた方	3 時間コース 6 時間コース

産後ケアを利用する際の注意事項

- (1) 利用回数は 1 人 1 回です。
- (2) 昼食代やおやつ代、マッサージなどのオプション代は自己負担です。各医療機関にお問い合わせください。
- (3) 上のお子様を連れてのご利用はできません。
- (4) 実施医療機関の予約状況により、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。
- (5) 利用を中止する場合は、速やかに医療機関に連絡してください。食事代等について、キャンセル料金が発生する場合があります。

保健師からの連絡

利用状況等によっては、必要に応じて後日、保健師からご連絡する場合がございます。

申請窓口・問い合わせ先

紫波町 生活部 健康福祉課
こども家庭センター 母子保健係
電話番号 019-672-2111（内線：1346・1347）

